2017年12月18日

内閣府特命担当大臣 野田聖子　様

内閣府特命担当大臣 松山政司　様

内閣府男女共同参画局局長 武川恵子　様

女性に対する暴力に関する専門調査会会長 辻村みよ子様

DPI女性障害者ネットワーク（代表　藤原久美子）

東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F

特定非営利活動法人DPI日本会議 気付

電話　03-5282-3730　FAX　03-5282-0017

メール dpiwomen@gmail.com

WEB http://dwnj.chobi.net/

DV相談件数の調査集計報告についての意見書

　「DPI女性障害者ネットワーク」は、国内の個人会員による、ゆるやかなネットワーク組織です。障害女性の自立促進と優生保護法の撤廃を目指して1986年に発足し、障害女性に関する法律や制度、施策のあり方をめぐる国内外の様々な課題に取り組み、情報発信してきました。

　私たちは2011年に「障害のある女性の生きにくさに関する調査」を行いました。障害があり女性であることで抱えざるをえない複合的な困難について、公的な調査が乏しい中で、障害のある女性自らの手で、生の現実を蓄積し、問題の重要性を周知しようと呼びかけました。全国から87人の協力が得られ、問題別に整理すると262件の声になりました。同時に、全都道府県のDV防止計画等も調査しました。

　障害者はDV相談にもたどりついていない人の割合がきわめて大きいとみられます。そのため、相談方法が電話に限定されている現状を改め、メールでの相談を受け付けることや、相談窓口の情報が障害がある人たちにも届くよう、広報を工夫していく必要があると提起してきました。また、相談に到った人については、相談の入口から出口までの状況と共通的な課題が把握されることが重要と話し合ってきました。

今年、「配偶者暴力相談支援センターの相談件数」集計結果に基づいて2016年度までの4年間の推移をまとめたところ、障害のある被害者からの相談件数が急増していることが明らかになりました（別紙参照）。複合的に困難な状況におかれている障害者（そのうち98-99%が女性）についての集計報告は、たびたび提言してきたことであり、2012年度から障害者も集計されるようになったことを前進と受けとめています。しかし、現状の集計は、分類の仕方や情報の集め方に問題があり、十分な実態がつかめないものとなっています。

内閣府においても、より適切な被害者支援に結びつけるための試行調査（註1）が行われていたことを拝見しました。試行調査をふまえて、今後、被害者支援が積極的に取り組まれることを期待しています。加えて、障害女性の課題についても、実態に基づいた被害者への支援、そして暴力の根絶にむけた対策のために、調査項目・集計についての見直しと分析の議論が必要です。

上の経緯と観点から、障害がある人に関わる課題に絞って、DV相談件数の調査集計報告に関する主な意見を述べます。これらの内容を含めて適切な時期に意見交換の機会を希望いたします。

記

1、障害の分類項目を改める

精神,知的,視覚,聴覚,言語,肢体,重複,左記にあてはまらない障害, とすることを提案します。

　特に、現在の「知的・精神障害」という項目は、知的障害と精神障害を一括していて実態が見えないため、改める必要があります。全体としては上記程度のシンプルな項目とすることを提案します。

2、「加害者との関係」の集計をおこなう

　現在、「加害者との関係」については、総体の集計が出されていますが、複合的に困難な状況におかれている障害者グループにおいても集計されることが必要です。

3、障害をもった時期という項目を設ける

　障害をもった時期という項目を設けて、内訳は「DV被害以前,以後」とすることを提案します。いつからの障害かがはっきりしない人もあり、また、そこまで把握していない相談ケースも多いと拝察しています。その上で、DVによってPTSDを含む心身の障害をもつようになった場合と、DV被害を受ける以前から障害がある場合とでは、社会的障壁の差異が大きいため、それぞれの場合についてわかる範囲での集約が重要だと考えます。

4、被害内容の分類項目を設ける

　試行調査（前出）で、身体的・心理的・性的・経済的等の分類項目が設けられています。大部分の人は二つ以上にあてはまると見られますが、こうした項目で、総体および、障害者グループについても集計がされることが重要です。

5、相談を経た対応について分類項目を設ける

　試行調査にあるように、一時保護（施設の区分ごとの集計）や、その他の機関等への紹介（機関等の区分ごとの集計）などの、実際に行われている対応を元にした分類と集計が、総体についてと同時に、障害者グループについても切実に必要です。

6、（上記に関連して）相談方法にメール相談を加えるなど、障害がある人にもアクセスしやすい相談方法を提供すると共に、わかりやすい表記での発信や、点字のリーフレットの作成とその入手方法を含む案内等、相談窓口についての情報発信をより工夫していくこと

　直近の集計（註2）において「聴覚障害」は全国で年間88件、また、「音声・言語・そしゃく機能の障害」は全国で17件と極端に少ないことが分かります。こうした数値からも、障害がある人が、そもそも相談にたどり着けていない現状があることが推測されます。そのため、相談方法をよりアクセスしやすいものとすること、相談窓口の情報を障害がある人にも届けていく工夫をすることが必要です。

以上

（註1）「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」の拡充のための試行調査の結果について 内閣府・男女共同参画局推進課・暴力対策推進室（女性に対する暴力に関する専門調査会　第89回会議資料3-3）

http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryo/pdf/bo89-3\_3.pdf

（註2）配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の結果について（直近・平成28年度分）平成29年9月15日付　内閣府男女共同参画局

http://www.gender.go.jp/policy/no\_violence/e-vaw/data/pdf/2016soudan.pdf